

高金利引き下げをめざす全国集会

～多重債務社会を打ち破ろう！～

2006年3月4日(土) 午後1時～

ところ 瀬尾ホール 地図裏面(東京都千代田区霞ヶ関3-3-2 新霞ヶ関ビル内)

生活苦、経済苦での自殺は8000名に達しようとしています。日本の社会は勝ち組、負け組と色分けされ、自己破産者は年間20万人にも達し、破産予備軍は200万人にも達すると言われています。その大きな原因是、超低金利時代にもかかわらず、サラ金（消費者金融）が利息制限法違反で刑罰金利年29.2%に反しない所謂グレーブン金利の上限に張り付くような高金利で貸し付けることがあります。2007年1月までにその刑罰金利を定める出資法の上限金利を見直すこととなっていますが、金利の引き上げや自由化を求める声が貸金業界から出されており、さらに、日本への対日要求という形でグレーブン金利の廃止、その確保要求がアメリカからも突きつけられています。

第一部 講演 「金利規制の緩和は日本にどのような社会をもたらすか」

講師 佐高信



【プロフィール】

1945年山形県酒田市生まれ。高校教師、経済雑誌の編集者を経て評論家に。「社畜」という言葉で日本の企業社会の病理を露わにし、会社・経営者批評で一つの分野を築く。経済評論にとどまらず、憲法、教育など現代の日本について

辛口の評論活動を続ける。近著に『日本論』（姜尚中氏との対談、毎日新聞社）、『君今この寂しい夜に目覚めている灯よ 佐高信対談集』（七つ森書館）など。

● 利息制限法及び出資法による金利の制限

29.2%	
(日歩8銭)	出資法5条
サラ金（消費者金融）	民事上も無効であるとともに、出資法5条に違反して処罰の対象となる金利
クレジット（キャッシング）の金利	民事上は無効であり、判例上返還請求の対象となるが、出資法には違反せず、債務者が任意に支払った場合には有効な弁済と見なされる場合のある金利（貸金業規制法43条）
年15~20%	
(日歩5.48~4.11銭)	
利息制限法1条	民事上も有効な金利

私たちは2極分化された日本において、国民の生活を守るには、出資法の上限金利を少なくとも民事無効を定めている利息制限法の水準まで引き下げる必要があると考え、高金利引き下げ運動の一環として本集会を企画しました。

最高裁も1月13日など一連の判決で
高金利を糾弾しています。

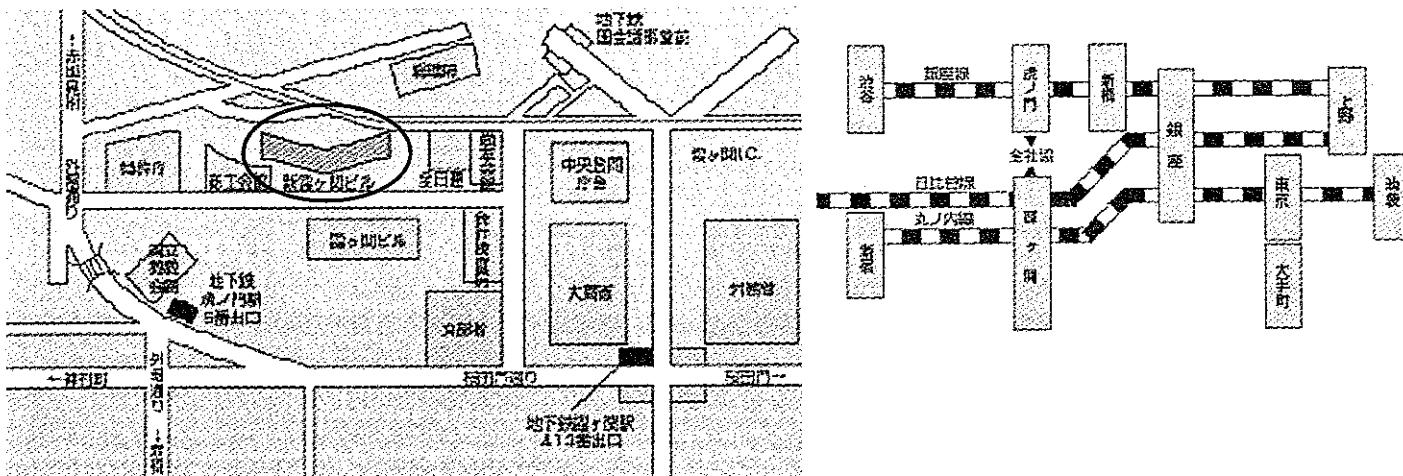
第二部 シンポジウム（パネルディスカッション）

「高金利引き下げに向けた我々の今後の闘い」

主催：高金利引き下げ全国連絡会、（代表：宇都宮 健児弁護士 外）

共催：クレ・サラの金利問題を考える連絡会議・中央労福協

会場案内図「灘尾ホール」



東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル内 (03-3580-0988)

・地下鉄銀座線「虎ノ門駅」5番出口より徒歩5分 ・地下鉄千代田線／丸の内線／日比谷線 「霞ヶ関駅」A13番出口より徒歩3分

●お問い合わせ・連絡先

〒363-0023

埼玉県桶川市朝日2-12-23 朝日総合法務事務所 司法書士 井口 鈴子・「夜明けの会」担当:吉田
電話 048-775-5892 FAX 048-772-0076

高金利引き下げ全国連絡会 宛
(FAX:048-772-0076)

高金利引き下げをめざす全国集会 申込書

所 属	
氏 名	
住 所	〒
T E L	
F A X	

お手数ですが、2月16日までに返送願います。(FAX可)